

ご利用にあたって

1 調査の目的

2020年農林業センサスは、農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する各統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査体系

調査は、農林業経営を把握するために行う個人、組織、法人などを対象とする調査（農林業経営体調査）及び農山村の現状を把握するために行う全国の市区町村や農業集落を対象とする調査（農山村地域調査）に大別される。

本報告書は、農林業経営体調査について記載する。

3 調査の対象

規定に該当するすべての農林業経営体を対象とした。

4 調査期日

令和2年2月1日現在

5 調査方法

調査は、農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員—調査対象の実施系統で行い、調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法をとった。

6 調査事項

- (1) 経営の態様
- (2) 世帯の状況
- (3) 農業労働力
- (4) 経営耕地面積等
- (5) 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況
- (6) 農産物の販売金額等
- (7) 農作業受託の状況
- (8) 農業経営の特徴
- (9) 農業生産関連事業
- (10) 林業労働力
- (11) 林業の販売金額等
- (12) 林業作業の委託及び受託の状況
- (13) 保有山林面積
- (14) 育林面積等及び素材生産量
- (15) 鳥取県設定項目

7 2020年調査の主な変更点

(1) 調査対象の属性区分の変更

2005年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していた。2020年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、

法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

(2) 調査項目の見直し

ア 調査項目の新設

- a 青色申告の実施の有無、正規の簿記、簡易簿記等の別
- b 有機農業の取組状況
- c 農業経営へのデータ活用の状況

※これらの調査項目は、「5 調査事項（8）農業経営の特徴」の中で調査

イ 調査項目の削減

- a 自営農業とその他の仕事の従事日数の多少（農業就業人口の区分に利用）
- b 世帯員の中で過去1年間に自営農業以外の仕事に従事した方の有無（専兼業別の分類に利用）
- c 田、畑、樹園地の耕作放棄地面積
- d 農業機械の所有台数
- e 農作業の委託状況
- f 農外業種からの資本金、出資金提供の有無
- g 牧草栽培による家畜の預託事業の実施状況等

8 数値について

(1) 本調査では、自給的農家等は調査対象としていないため、「総農家数」及び「自給的農家数」については「客体候補名簿」の情報を基に集計を行った。

(2) 調査結果の概要及び統計表の面積の数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

また、調査結果の概要の中の各表の増減率、構成比等は四捨五入前の原数値により算出しているため、表上の数値で算出したものと若干の差が生じることがある。

(3) 表中に用いた記号は以下のとおりである。

「0」・・・単位に満たないもの (0.4ha→0ha)

「-」・・・調査は行ったが事実のないもの

「△」・・・減少したもの

「X」・・・個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

【ホームページ掲載案内】

調査結果は、次のホームページに掲載しています。

○統計課ホームページ

《 <https://www.pref.tottori.lg.jp/nougyou/> 》

○農林水産省ホームページ

《 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/index.html> 》